

第一章 総則

(一)の法律の目的)

第一条 この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成

のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。

**2 憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従つて、この法律のい
かなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基いて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。**

△関係条文△ 「宗教団体」=法二、「信教の自由」=憲二〇、「事業」=法六、「法律上の能力」=法一〇、類似規定=民
三三、解釈規定=法八五

△行実△

(1) 宗教法人法は、日本国憲法に基づいて宗教団体の財産の保全に資することを主目的として制定されたものであ
り、その管理機関としての代表役員及び責任役員の制度は、宗教法人の自主的、民主的な管理運営のために設け
られたものであつて、信教の自由や集会、結社の自由を侵すものではない。

(昭和三八・一一・九 雜調二一) △△一五二八ページ

(2) 「宗教法人法による宗教法人は、民法による社団法人又は財團法人のいざれどもなく、両者の要素を備えた特
別の法人と考えられています。プロテスタントの立場からする宗教団体に対する考え方を日本の法制にあてはめ

四 宗教法人と他の公益法人制度との比較

○審 查	1 法人の設立	宗教法人法	私立学校法	民 法	備 考
(1) 所轄庁は、次の要件を備えていると認めたときは規則を認証する。(法一四)	所轄庁により規則の認証を受け、設立の登記をすることにより成立(法一二、一五)(法五)	所轄庁により寄附行為の認可を受け、設立の登記をすることにより成立(法三〇、三三)	所轄庁により寄附行為の認可を受け、設立の登記をすることにより成立(法三四)	主務官庁の許可を受けることにより成立(法三四)	(1) 宗教団体の設立については、戦前は、法人・非法人にかかわらず、許可ないし認可主義であり、一般に許認可を得ることとは容易ではなかつたが、戦後は宗教団体が法人となる場合のみを対象とする準則主義となつた。これは、信教の自由を徹底的に保障する方向への政策転換に由来すると考えられる。
① 資産について、設置する学校に必要な施設及び設備又はこれ	(文部科学省関係は、文部科学大臣、都道府県教委又は知事)(許可認可等臨時措置法、同令、同施行規則など) 主務官庁の自由裁量	政官厅(文部科学省関係は、文部科学大臣、都道府県教委又は知事)(許可認可等臨時措置法、同令、同施行規則など) 主務官庁の自由裁量	当該法人の事業を主管する中央行政官庁又は許可認可等臨時措置法、同令により委任された地方行政官厅	主務官庁の許可を受けることにより成立(法三四)	(2) 宗教法人令では、宗教法人は、みずから規則を作成して登記をすれば成立し、その後、文部大臣又は地方長官へ規則等を届け出るものとされた。
○所轄庁等	文部科学大臣又は知事	文部科学大臣又は知事	文部科学大臣又は知事	主務官庁の許可を受けることにより成立(法三四)	